

(3) 自動車税の課税免除に係る事務処理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容				
<p>泉北府税事務所</p>	<p>自動車税の納税者が課税免除の新規申請を行う場合、「課税免除の適用範囲」に含まれるかどうかを判定するために必要な書類の提出を求めている。</p> <p>課税免除の適用となるもののうち「社会福祉法人が所有する自動車で直接その本来の事業の用に供するもの」に該当する場合には、申請者に「定款の写し又は寄付行為の事実が確認できる書面の写し」の提出を求めている。</p> <p>平成24年度の自動車税課税免除承認申請書を通査したところ、以下の承認申請書に社会福祉法人の定款が添付されていないにもかかわらず、申請を承認していたものがあった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>申請月 平成24年4月 申請者 社会福祉法人A 自動車の用途 福祉施設利用者の送迎</p> </div> <p>その要因について事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>担当者は、申請書受領時に定款の添付がない事に気付いたものの、社会福祉法人Aは過年度から多くの申請実績があったため、担当者において、昨年度受領した別の書類中の定款をコピーして添付しておくこととし、申請書類を受領したが、コピーすることを忘れていた。</p> <p>なお、監査終了後の平成25年3月上旬に当該法人より最新の定款を入手し、課税免除の要件を満たしていることを事後的に確認した。</p> </div>	<p>自動車税の課税免除に係る新規申請時に受領すべき書類を受領せず、書面による要件確認が行われぬまま申請を受領しており、事務処理要領に違反している。</p> <p>各種申請書類に必要な資料が漏れなく添付されていることの確認を審査過程において徹底されたい。また、再発防止のため、担当者や決裁関係者が事務処理要領に基づき適正に事務を執行するよう指導徹底されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府税条例】</b> 第64条 左の各号の一に該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。但し、第3号及び第4号の自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。 (4) 公益のため直接専用する自動車</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【自動車税・自動車取得税事務処理要領】</b> 第5 課税免除 1 適用範囲 条例第64条第1項第3号又は第4号に掲げる自動車は、次の自動車とする。 (2) 社会福祉法人が所有する自動車で直接その本来の事業の用に供するもの（かっこ書略） 2 課税免除申請に係る提出書類の取扱い (1) 1(1)から(11)に該当する自動車において、新たに課税免除を受けようとする場合は、自動車税課税免除承認申請書（かっこ書略）及び次に掲げるアからオの書面を提出させる。 オ 次表左欄に掲げるそれぞれの区分に応じた次表右欄の提出書類</p> <table border="1" data-bbox="1279 1549 2122 1675"> <thead> <tr> <th>課税免除の区分</th> <th>提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1(2)に該当する自動車</td> <td>(ア) 定款の写し又は寄付行為の事実が確認できる書面の写し</td> </tr> </tbody> </table> </div>	課税免除の区分	提出書類	1(2)に該当する自動車	(ア) 定款の写し又は寄付行為の事実が確認できる書面の写し	<p>自動車税担当者と決裁関係者に対し、事務処理要領の規定を踏まえ、適正に事務処理を行うよう周知徹底、注意喚起するとともに、事務処理要領の研修を実施し、課税免除の適用範囲、必要添付書類等の理解を深めた。</p> <p>今後は、このようなことが再発しないよう適正な事務処理を行うものとする。</p>
課税免除の区分	提出書類						
1(2)に該当する自動車	(ア) 定款の写し又は寄付行為の事実が確認できる書面の写し						